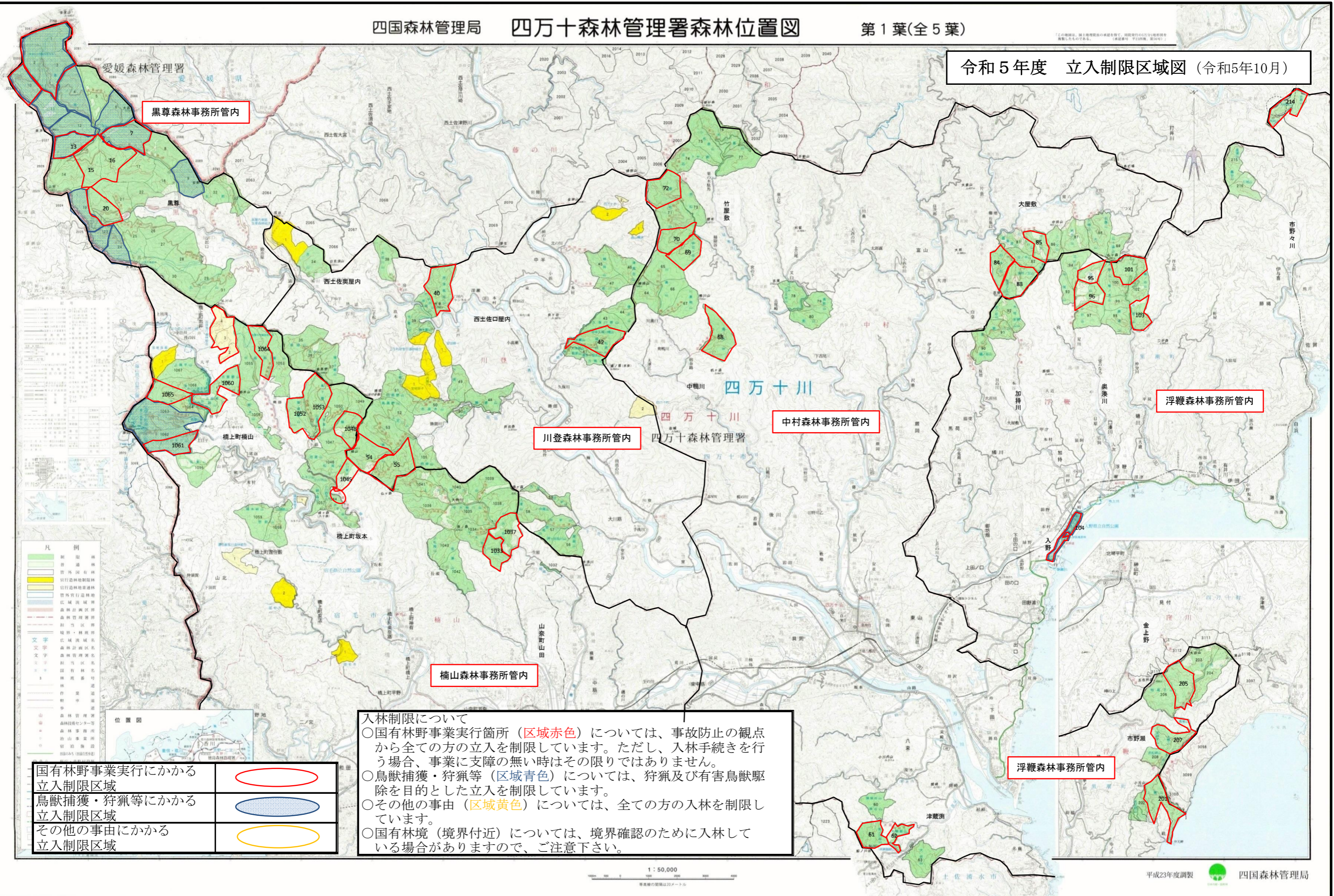


令和5年度 立入制限区域図 (令和5年10月)



凡例

制限林
普通林
官外官有林
官有森林地制限林
官外官有森林地
広域流域界
森林管理区域
制当区域
境界・林道
広域流域長
森林管理区域長
制当長
林道番号
作業道
歩道
森林管理署
森林技術センター等
森林事務所
治山事業所
官舎施設
国土地理院

国有林野事業実行にかかる立入制限区域	
鳥獣捕獲・狩猟等にかかる立入制限区域	
その他の事由にかかる立入制限区域	

入林制限について

- 国有林野事業実行箇所(区域赤色)については、事故防止の観点から全ての方の立入を制限しています。ただし、入林手続きを行う場合、事業に支障の無い時はその限りではありません。
- 鳥獣捕獲・狩猟等(区域青色)については、狩猟及び有害鳥獣駆除を目的とした立入を制限しています。
- その他の事由(区域黄色)については、全ての方の入林を制限しています。
- 国有林境(境界付近)については、境界確認のために入林している場合がありますので、ご注意ください。

1:50,000  
等高線の間隔は20メートル